

平成25年 第2回定例会

# 苫小牧港管理組合議会会議録

平成25年8月30日開催

苫 小 牧 港 管 理 組 合 議 会

平成25年 第2回定例会  
苫小牧港管理組合議会

平成25年8月30日（金曜日） 午後1時40分開会

○本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第1号及び第2号について

報告第1号 一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について

報告第2号 一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について

日程第5 議案第1号について

議案第1号 平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 一般質問

日程第7 議員提案第1号について

議員提案第1号 港湾関係事業の促進に関する意見書について

---

○出席議員（10人）

1番 池田謙次君

6番 田村龍治君

2番 沖田清志君

7番 矢農誠君

3番 川畑悟君

8番 渡辺満君

4番 神戸典臣君

9番 小山征三君

5番 木村司君

10番 遠藤連君

---

○説明員出席者

管 理 者

岩倉博文君

専任副管理者

柏葉導徳君

副 管 理 者

中野裕隆君

総 務 部 長

平田利明君

施 設 部 長

大岡秀哉君

総 合 政 策 室 長

佐藤直生君

企 画 振 興 課 長

松原敏行君

総 務 課 長

牧野弘幸君

業 務 課 長	淺 井 孝 人 君
計 画 課 長	平 山 雅 樹 君
施 設 課 長	上 野 真 二 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	越 野 直 樹 君
総 務 課 長 補 佐	相 原 雅 人 君
業 務 課 長 補 佐	西 川 敏 明 君

---

監 査 委 員	飴 谷 長 藏 君
監 査 委 員	谷 本 誠 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	小 玉 一 敏 君
監 査 委 員 事 務 局 主 査	島 山 由 希 子 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	牧 野 弘 幸 君
庶 務 係 長	相 原 雅 人 君
議 事 係 長	猿 田 秀 一 君
書 記	鈴 木 裕 君
書 記	齊 藤 恭 人 君

○開会

○議長（遠藤 連君） これより、本日をもって招集されました平成25年第2回定例会を開会いたします。

---

○開議

○議長（遠藤 連君） それでは、本日の会議を開きます。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 連君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、川畑 悟君及び神戸典臣君を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（遠藤 連君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

○諸般の報告

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員より、平成24年度1月から平成25年度6月までの現金出納検査の結果の提出がありました。

既に配付しております議案等に報告書の写しがございますので、ご覧ください。

---

○報告第1号 一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について

○報告第2号 一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について

○議長（遠藤 連君） 日程第4、報告第1号「一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について」及び報告第2号「一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況について」を、一括して議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 報告第1号「一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会の経営状況について」及び報告第2号「一般社団法人日高管内漁業振興協会の経営状況につい

て」をご説明をいたします。

いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、当管理組合が出捐しております法人の経営状況について御報告するものでございます。

初めに、報告第1号について御説明いたします。

一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会は、胆振東部及び日高海域において、苫小牧港に入出港する船舶による漁具、漁網の被害防止など、漁業操業の安全を確保するための事業を行い、併せて漁業被害を補てんすることにより、沿岸漁業経営の安定を図ることを目的としておりまして、当管理組合からの出捐金7億円を基本財産として、昭和51年に設立された財団法人でございまして、本年4月から一般財団法人に移行しております。

平成24年度の決算について、お手元の別冊1「業務報告書」の13ページの正味財産増減計算書をご覧ください。

まず、一般正味財産増減の部、1経常増減の部、(1)経常収益でございますけれども、経常収益計は1,455万1,455円で、前年度に比べ102万6,483円の減となっております。

この主な理由は、特定資産受取利息の減などによるものでございます。

次に、(2)経常費用でございます。

経常費用計1,242万3,486円は、前年度に比べ315万7,520円の減で、この主な理由は、救済助成事業の被害申請件数の減によるものでございます。

以上の結果、当期経常増減額は212万7,969円の増で、一般正味財産期末残高1億1,069万6,859円及び指定正味財産期末残高7億円を加えた正味財産期末残高は、8億1,069万6,859円となっております。

続いて、平成25年度の事業計画につきましては、別冊2「事業計画及び収支予算書」の1ページと2ページに記載がございますので、御参照願います。

この事業計画に対する収支予算につきましては、3ページ及び4ページの収支予算書をご覧ください。

3ページ上段に記載の経常収益は1,334万円で、その主な内容は、基本財産受取利息及び特定資産受取利息となっております。

また、4ページ中段に記載の経常費用計は1,642万円で、その主な内容は、救済助成費、租税公課というふうになっております。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

一般社団法人日高管内漁業振興協会は、日高管内における漁業振興を図ることを目的とし、当管理組合からの出捐金12億6,800万円と会員からの出資金100万円とによりまして、昭和51年に設立されました一般社団法人でございます。

平成24年度の決算について、お手元の別冊3「業務報告書」の9ページ、正味財産増減計算

書をご覧願います。

まず、一般正味財産増減ですが、経常収益計は、9ページ上段に記載してありますとおり、3,665万9,365円で、前年度に比べまして1,656万1,400円の減となっております。この主な理由は、運用財産取崩額であります受取寄附金の減によるものでございます。

次に、中段に記載しております経常費用計3,682万9,740円は、前年度に比べ1,646万1,249円の減で、この主な理由は、ヒトデ駆除などの水産基盤整備事業や、漁業経営安定対策事業に対する助成金の減によるものでございます。

以上の結果、当期経常増減額は17万375円の減で、一般正味財産期末残高51万5,031円及び指定正味財産期末残高3億4,441万7,263円を加えた正味財産期末残高は、3億4,493万2,294円となっております。

続いて、平成25年度の事業計画につきましては、別冊4「事業計画および収支計算書」の1ページと2ページに記載がございますので、御参照願います。

この事業計画に対する収支予算につきましては、3ページの収支予算書をご覧願います。

収入は3,698万3,200円で、その主なものは、運用財産利息収入、運用財産取崩、前年度からの繰越金というふうになっております。

支出は収入と同額で、その主なものは、水産基盤整備事業などの事業助成金となっております。

以上、両法人の経営状況について御報告をいたしました。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御質問がなければ、本件は終了いたします。

---

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第5、議案第1号「平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

説明を求めます。

専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 議案第1号「平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

お手元に配付しております「平成25年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算書」の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出をそれぞれ600万円を増額し、52億9,237万3,000円に補正するものでございます。

今回の補正は、「マイマイガ卵塊駆除事業」及び「海岸漂着物処理事業」について、北海道の補助金交付対象事業に採択されたことなどによるものであります。

初めに、「マイマイガ卵塊駆除事業」についてですが、米国及びカナダ政府は、アジア型マイ

マイガが船舶や貨物を介して自国に侵入し、森林に甚大な被害を及ぼしているとして、自国に入港する際には、マイマイガ不在証明書の提出を義務づけております。

米国、カナダとの貿易は、我が国港湾の国際競争力強化の観点から非常に重要であることから、当港においても平成19年から当該事業を初め、各種のマイマイガ防除対策に取り組んでいるところであります。

当該事業につきましては、平成21年度からは、北海道の全額補助である「緊急雇用創出推進事業」で実施してきております。

平成25年度当初予算では、単独事業として施設管理費に150万円を計上していましたが、道の補助金事業で採択されることとなったため、全額補助事業費へ予算の組み換えを行うものであります。

6ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入については、北海道苫小牧市負担金を150万円減額し、第4款道支出金第1項西港道支出金第2目緊急雇用創出推進事業補助金150万円を増額するものでございます。

歳出予算については、次の7ページをご覧ください。

当初予算で計上していましたが第3款港湾管理費第1項西港施設管理費第1目施設管理費を150万円減額し、第3目補助事業費を150万円増額するものでございます。

なお、卵塊駆除は、業務委託により平成25年8月7日から平成25年12月9日までの期間で行うこととしております。

また、雇用としては、延べ人数で120名を予定しております。

次に、海岸漂着物処理事業について御説明させていただきます。

この事業は、当組合が管理する海岸の流木などの海岸漂着物の回収、処理を行うものでございます。

北海道より、平成25年7月に制定されました「北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金」の交付決定があり次第、速やかに事業を実施するため、今回補正するものでございます。

補正内容ですが、7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳出については、第3款港湾管理費第1項西港施設管理費第3目補助事業費に、西港事業実施分250万円、第2項東港施設管理費第2目補助事業費に、東港事業実施分を350万円、合わせて600万円を増額するものでございます。

また、歳入について、6ページをご覧ください。

第4款道支出金の北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助金として、西港分250万円、東港分350万円、合計で600万円を増額するものでございます。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤 連君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、反対、賛成の討論通告はありません。

反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第1号についてお諮りをいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

## ○一般質問

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第6「一般質問」の通告が池田謙次君、渡辺 満君からありますので、順次これを許します。

池田謙次君。

○議員（池田謙次君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、昨年ガントリー事故の現状と今後の対応について何点かお伺いします。

仄聞するところでは、双方が弁護士を立てまして話し合いを開始しているということでございます。このガントリークレーンの事故については、昨年の12月のものであり、既に約9ヶ月がたっておりますけれども、何ゆえこの時間がかかるものなのかというのをまず初めに、そしてまた、全国同類の他の港の事例はどのようになっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

また、双方の作業の根幹となる運用規程、この運用規程はどのようになっているのか、そしてまた、ガントリークレーン使用に当たっての責任を明確にしている荷役機械使用許可書は、現在どのような取り扱いになっているのかということをお聞きをしたい。

最後に、責任の所在にかかわる今後の防止策として、早急に考えなきゃならない、また考えているかと思しますので、その点について、防止策についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

次に、港におけるイベントの開催でございます。

本年の「海王丸」の入港、そして、フェリーの「すいせん」の一般見学など、50周年を記念



しての行事でありますけれども、大変盛会であったというふうに多くの方が思っております。これは私、以前にも触れましたけれども、ここ港町苫小牧として、8月の恒例の港まつりと別に、6月なら6月、また秋なら秋という形で港町らしいイベントをぜひとも開催すべき、考えてすべきではないかと、これは多くのまた市民の方の声でもございますけれども、今回のように、市民また多くの市外の観光の方々に来ていただける、そのような市民の憩えるようなイベントを、ぜひとも知恵を出して考えていただけないかと、そのように思います。これが2点目であります。

そして最後に、ハブ化も含めて、今後の港づくりについて何点かお伺いをします。

私が言うまでもなく、苫小牧は全国的にも類を見ない、大きな財産と言える苫東を抱え、また港とともに新千歳国際空港を抱えるなど、地の利、環境が整っている、北海道また日本を代表する、そのような港となり得る要素が大であります。

今までも多くの識者や学者の方々が物流拠点とすべきという意見、また、港湾と空港の一体戦略を持つべきではないかと、さまざまな発展についての前向きな意見がございます。これは周知のとおりであります。ただ、一方で、往復荷物の確保などの課題もあります、思いは、遅々として、なかなか思いはあるんでありますけれども、進んでいない状況であろうかと思えます。

そこで、何点かでありますけれども、1点目、北海道特有の農産物の平準化、その平準化に必要な冷凍冷蔵倉庫、これも以前から、多分いろんなさまざまな意見として出ていることでありますけれども、その設置についてどのような御見解をお持ちなのか。

2点目、苫小牧の物流拠点としての認識と今後の取り組みについてはどのようなになっているのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

そして3点目、日本の財産であります、ここ苫東と港湾の連携活用についてはどのような認識を持っておられるのか、ぜひお聞きをしておきたいというふうに思います。

そして最後に、これ以前も質問いたしましたハブ化について、ヨーロッパ初め、北米やアジアなどの苫小牧港の存在は大きく、関係機関と連携をして大きく推進できないものかということです。これは大きなことかもしれませんが、これは多くの議員さん方が、また多くの関係者の方が持っている課題であろうと思えますので、現状も含めてぜひお聞かせを願いたい、そのように思います。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 池田議員の質問にお答えをさせていただきますが、御案内のとおり、苫小牧港は本年、開港50周年を迎えておるわけでありましたが、これまでこの港に関わってこられた多くの先人の血のにじむような努力のおかげで、北日本最大の港湾に成長することができました。

今、港湾は戦略の時代に入っております。国内外の厳しい港湾競争を勝ち抜き、港勢拡大に向

けまして、戦略とスピード感を持って取り組むことは大変重要なことと認識をいたしております。

このことから、一昨年の上海、昨年の大連、今年はインドネシアにおきまして、積極的な海外ポートセールスに取り組むことといたしております。今後、日本を取り巻く世界経済の状況を見きわめながら、アジアを中心として、経済や人の交流が更に活発化する動きの中で、苫小牧港が存在感を高め、しっかりとつながりを確保していけるよう、確かな戦略を持って取り組んでいかなければならないと考えております。

私からは、以上です。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 池田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、私のほうから、ガントリークレーン事故の現状と今後の対応について、ガントリークレーン事故の今後の防止策の対策についてのお尋ねでございますが、苫小牧港におきまして、ガントリークレーンによる荷役作業に関する関係法令が現場で遵守されるよう、苫小牧港コンテナクレーン逸走・転倒防止運用規程を定め、運用しており、この7月には逸走防止及び転倒防止に関する研修を実施したところでございます。

また、緊急時の応急対策といたしまして、今年度から逸走防止装置のアンカーの固定場所を増設する予定としており、本年9月には、各ガントリークレーンに簡易車止めを配置する予定でございます。

更に、ガントリークレーンの使用許可にあたりましては、今年度から労働安全衛生法並びにクレーン等安全規則等関係法令の遵守、コンテナクレーン逸走・転倒防止運用規程の遵守、善良な管理者としての注意義務などの主要な事項について、荷役機械使用許可書に示しております。

こうした取り組みに加えて、実際の作業に携わる関係者が気象情報等を的確に把握し、関係法令を遵守する意識を高めることにより、ガントリークレーンによる荷役作業を初め、港湾荷役作業の安全性が確保されるものと考えております。

次に、港におけるイベントの開催についてのお尋ねでございますが、苫小牧港は、開港50周年記念事業として、7月にキラキラ公園で開催されました「海王丸の寄港」や「第3回みなとオアシスSea級グルメ全国大会in苫小牧」では、期間中6万3,000人の来場者に港に親しんでいただき、キラキラ公園開設以来、最大のイベントとなりました。

これまで、毎年、キラキラ公園では、当管理組合や民間団体からなる「みなとオアシス苫小牧」が主催し、親しまれる港づくりと地域のにぎわいづくりとして、6月には「花いっぱい活動」、7月には「市民みなと写生会」、10月には「みなとウォーク」などが行われてきたところでございます。

また、8月には同じくキラキラ公園で民間団体が「みなとフェスティバル」、10月には苫小牧市や苫小牧漁業協同組合などにより、漁港区での「漁港ホッキまつり」が行われており、苫小牧市民のみならず近隣からも多くの来場者が訪れ、港町らしいイベントとして定着してきている

と考えております。

北ふ頭は、クルーズ客船の専用岸壁としても利用されており、客船寄港の折には、歓迎セレモニーや船内見学会などを開催し、市民との交流も図られてきているところでございます。

このように、今後もキラキラ公園に多くの方にお越しいただくことにより、港に親しんでもらい、港の役割に対する理解が深まりますよう、苫小牧市や地元経済界、関係機関などと連携しながら、港町にふさわしいイベントの開催に向け積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、ハブ化も含め、今後の港づくりについて、冷凍冷蔵庫の設置についてのお尋ねでございますが、農産物などの安定供給を更に進展させるためには、生産地や消費地に加えて、港湾などの流通拠点に鮮度の保持に必要な冷蔵機能を有する倉庫が必要不可欠であり、こうしたことからRORO船、コンテナ船、カーフェリーなどの国内海上貨物輸送が充実し、国内最大の農産物の生産地である北海道の食糧物流基地としての役割も担っている苫小牧港に冷凍冷蔵庫が設置されますと、年間を通じて農産物等の安定的な供給に貢献できるばかりでなく、港湾取扱貨物量の増加にも資するものと考えております。

平成10年に、北海道の冷涼な気候を利用した省エネルギーである食糧備蓄システムの普及と、我が国の食料安全保障のため、北海道に大規模長期食糧備蓄基地を建設することを目的とした「大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会」が設立され、苫小牧港管理組合も平成16年に入会するなど、平成25年3月の解散まで苫東地域への製氷・貯蔵施設の実現を求める地元経済界とともに、視察会やセミナー参加などの活動を続けてまいりました。

その後、当会を引き継ぎ、道内の産地と輸送拠点の港湾に、雪氷等の冷熱エネルギーを活用した貯蔵倉庫を具現化することを事業目的とした「食糧流通備蓄推進協議会」が新たに平成25年4月に発足し、関係者で取り組んでいるところでございます。

また、北海道が平成23年度に策定した「北海道食糧備蓄基地構想」の中でも、本道の農業生産力向上によるバックアップ機能の強化と農産物の産地貯蔵による本道農業・農村への貢献が基本的な視点とされ、本道は冷涼な気候から、都府県に比べ農産物の貯蔵に適していると言われております。

北海道最大の物流拠点である苫小牧港に冷凍冷蔵庫が設置されることは、日々の農産物などの流通の安定とともに、災害時に国内外に物資を緊急輸送するためのバックアップ機能も有するなど、北海道農水産物の有効活用を促進し、国内の食糧安全保障にも大きく貢献するものと認識しており、港湾管理者としてもこの取り組みに貢献できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、苫小牧港の流通拠点としての認識と今後の取り組みについてのお尋ねでございますが、本港の年間取扱貨物量は約1億トンでございます。全道港湾貨物量の約5割を取り扱っております。昭和50年からは道内でトップであり、現在、全国においても第5位の取扱量となっております。

また、本道と本州を結ぶ国内定期航路貨物量では、北海道における本港の占める割合は約6割となっておりまして、充実した国内輸送ネットワークが形成されております。更に、石油製品や石炭などエネルギー系のバルク貨物においても、道内の約5割を取り扱っており、道内経済はもちろん、日本経済にも大きく寄与する北日本最大の流通拠点港湾であると認識しているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、国内流通拠点港湾としての機能を高めるため、西港区におきましては、国内定期航路であるRORO船ターミナルの集約に向けた岸壁等の整備を進めております。

また、東港区につきましては、国際総合物流ターミナルの形成に向けて、中央ふ頭におきまして国際コンテナターミナルの機能強化を図るため、岸壁の改良や背後ヤード及び臨港道路等の整備を進めているところでございます。

こうした取り組みに加えて、当管理組合が事務局となる苫小牧港利用促進協議会が、北極海航路の調査研究やLCL輸出貨物の拡大に向けた講演会などを開催するなどの取り組みを行っております。

また、北海道開発局におきましても、国際物流を通じた北海道産品の輸出拡大に向けた研究を産学官が連携して取り組んでおりまして、今後、当管理組合もこの研究会に参加するなど、新たな流通手段としての販路拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

更に、国際物流においては、一昨年から海外へのポートセールスを実施しておりまして、これまで上海と大連でのポートセールスを行い、今年度はインドネシアを予定しておりまして、積極的な海外ポートセールスによる新たな販路拡大に向けた新規航路の誘致と、既存航路の拡充等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国内物流においては、本年2月に国内ポートセールスとして東京セミナーを開催するほか、本港を利用する船社などとの連携を図り、RORO船ターミナルの集約に向けて関係機関と利用調整を進めるなど、流通拠点としての取り組みを鋭意進めているところでございます。

次に、苫東と港湾の連携活用についてのお尋ねでございますが、苫小牧東部地域の開発は、重要な役割を担う国家的プロジェクトであり、関係機関が一体となって推進に取り組んでいるところでございます。

北海道、苫小牧市、当管理組合及び地元自治体や関係企業で構成されております苫小牧東部開発連絡協議会は、苫小牧東部地域への企業誘致を推進することを目指し、苫小牧東部地域の開発事業等に係る関係機関相互の連携を密にし、開発の円滑な推進に取り組んでおります。

こうした取り組みに対応して、苫小牧港の整備促進と機能強化を進めるほか、新たな取り組みとして北極海航路の展開と苫小牧港の活用、また、試験研究施設等の立地、大規模災害支援拠点の整備及び雪氷冷熱を利用した食糧備蓄施設の立地などの民間プロジェクトの導入促進などについて、官民挙げて取り組むことが求められており、当管理組合としてもこうした動向を踏まえて、

港湾の連携活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ハブ化についてのお尋ねでございますが、ハブ港とは、貨物を積み替えて目的地に輸送する中継拠点で、ハブ港周辺には大規模な物流施設が整備され、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが活発になりやすいとされております。

現在、世界のハブ港としては、上海、シンガポール、釜山などがあります。我が国においては、京浜港と阪神港が国際戦略港湾として、苫小牧港はそれに次ぐ国際拠点港湾に位置づけられているところでございます。外貿コンテナ航路は、北米、韓国、中国、更に今年、18年ぶりにロシアとの定期航路が復活したところでございます。

また、苫小牧港は、地理的な優位性があることや、北米、中国、韓国に向けた基幹航路に近接しているということ、また、苫小牧東部地域には広大な用地があるということなど、いかに活用して次の段階へ行くのかを前向きに検討するとともに、苫小牧港の利用促進に向けて必要となる施設整備や港湾サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） ガントリークレーン事故の現状と今後の対応についてのお尋ねでございます。

昨年の12月6日に東港区でのガントリークレーンの衝突事故が発生しましたがけれども、当管理組合は、その早期の復旧に努めるとともに、弁護士と相談しながら苫小牧港外貿コンテナ事業協同組合及び荷役業者と事故の原因と損害の負担についての協議をしてきたところでございます。

損害額の交渉を進展させるために、弁護士を交えて協議を進める方向となりまして、ガントリークレーンの復旧工事が終了後、6月7日に苫小牧港外貿コンテナ事業協同組合と荷役業者に対しまして、連帯して損害賠償を請求するよう求めたところでございます。その後、6月12日に苫小牧港外貿コンテナ事業協同組合と荷役業者からは、駐機位置まで戻せなかったことが最大の原因であるということは認めながらも、損害額の全額を賠償することに関しては納得がいかないという旨の回答がありました。

当管理組合は、7月29日に弁護士と委任契約を締結いたしまして、その翌日に相手方に連絡をしておりますけれども、荷役業者からは、現在弁護士との委任契約の準備を進めているというふうに伺っておりますので、それが整い次第、弁護士を交えた話し合いが開始できるというふうに考えております。

次に、他港の同様な事例についてのお尋ねでございますけれども、私どもにおいて把握しているガントリークレーンの逸走事故事例におきましては、荷役作業中の事故原因につきましては、いずれも強風下でガントリークレーンが逸走したものであります。クレーン等安全規則などの関係法令やクレーンの操作マニュアルを遵守していないことによるもので、具体的には、クレーンの不適切な操作や走行ブレーキ性能の劣化によるものなどがあります。

また、損害額の負担割合につきましては、港湾管理者と使用者が協議をして決めておりますけれども、使用者側が全額負担したのから5割負担したのまでというふうになっておりまして、苫小牧港と同様に暴風警報下で起こした事故につきましては、使用者側が全額負担をしているところでございます。

続きまして、運用規程についてのお尋ねでございますけれども、苫小牧港におきましては、これまで厚生労働省が所管する労働安全衛生法やクレーン等安全規則、クレーン製造メーカーのクレーン取扱説明書の操作方法、いわゆるクレーン操作マニュアルなどを遵守するよう使用者に対して指導してまいりました。

また、昨年8月末には、国から示されましたモデル運用規程を参考に、クレーン等安全規則、クレーン構造規則やクレーン操作マニュアルなどを、よりの確に遵守、運用し、ガントリークレーン作業の安全性を確保するため、苫小牧港21世紀協議会の国際コンテナ機能検討部会において、関係者の協議により苫小牧港コンテナクレーン逸走・転倒防止運用規程を作成し、本年3月8日から運用しているところでございます。

この運用規程において、逸走防止の観点から作業判断する関係者といたしまして、作業判断責任者、あるいは風向・風速情報提供者などの責任者を明確にし、風速に応じた具体的な対応として、荷役作業の開始及び中止基準の風速、また、作業の再開の判断をするための基準風速など、それぞれの対応を明記しているところでございます。

あと、荷役機械使用許可書についてのお尋ねでございましたけれども、これまでもガントリークレーンの使用にあたりましては、苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例及び同条例の施行規則を承知し、遵守することとしておりましたけれども、今年度から荷役機械使用許可書において関係法令から主要事項を示すことといたしまして、使用条件としましては、労働安全衛生法及びクレーン等安全規則等関係法令の遵守、コンテナクレーン逸走・転倒防止運用規程の遵守、また、荷役作業終了後及び休息中の固定措置、それから作業開始前の点検から作業終了までの点検の間の善良な管理者としての注意義務など、9項目について示しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 池田謙次君。

○議員（池田謙次君） 大変御丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございます。

いろいろ御答弁いただいたんですけども、ちょっと時間の関係で、余り突っ込んで話はしません。後日しますけれども、要は、一つ私は素人として単純に先ほどの聞いて、双方弁護士を立てて、委任契約のため約9ヶ月間ということで、作業というか流れみたいなのは、素人としては単純なのかなと。つまりリースをしている管理組合があって、それを借りている業者がおって、そこでこういうガントリーが事故ったということがあって、先ほど言ったように、反省すべき反省というか、要は、先ほど言ったように双方の作業の根幹になる運用規程というのが、聞いていてどうしても何か不明確だったのかということが一つ、それは、でも明確になりましたというこ

とだというふうに思います。それで責任者を明確にと、今御答弁もありました。

そしてまた、ガントリークレーンを使用するにあたって、何でもそうですけれども、仕様書ですから、当然そこには明確に責任の所在なりきちっとうたわれて、契約してやっていると思うんです。だから、具体的に言うと、今いろいろなお話しされたけれども、要は貸した方、借りる方、作業の方が、その作業をする中で、一つは運用規程、そしてまた責任が明確になっている使用許可書というものが、私はどちらかという曖昧だったのかなという気がするんです。

ただ、今のお話を聞いたら、当然反省すべきは反省して、きちっと3月からやっていますよということですから、余りそこは変に突っ込みません。ただ、そういうことができたという前提のもとで、これから先ほどあった他港の事例も答弁ありましたけれども、同じような作業をする、事故について、今後は運用規程も決まり、そして使用許可書もきちっと発行というふうになったものですから、確認ですよ、今後はこのような同例のトラブルは起きないということで認識していいのかなどうか、そこだけちょっと確認をさせてください。細かいことは聞きません。

多分、それが全体的な防止策であろうと私は思うものですから、お互いにやっていて、だれがどうするかということは、今まで何となく不明確だったようなことでなかったのか、これが一番の原因ですからね。それが今回、この去年の12月の事故を受けて明確になった、それをやり始めたということは認識をして、そして今後はないんだなという認識でいいのかなどうか、そこだけちょっと確認をしておきます。

そして、今やっている双方の話し合い、これが、委任契約が約9ヶ月間かかって、話を聞いたら、今まで来ましたよということですから、当然お互いにまた話をするんですけれども、これどうなんですか、めどとして年内に決着がつくようなものなのか。また、年が明けてまで、ずるっと行くようなものなのか、そこだけもしわかるものであれば、お答えをしていただきたいというふうに思います。

それと、イベントですけれども、部長、気持ちはわかります。そして、いろいろな今、花の運動をやっていますということで、それはわかるんですよ。僕はできれば、今回の例えば海王丸に象徴されますけれども、毎回そういう船とか何とかということじゃなくて、いろいろな知恵を出して、それで総合的に点を結びつけて、本当に苫小牧17万3,000の都市で、港町で本当にいいイベントがあるんじゃないかという、そういうものをぜひこれはお願いをしたいというふうに思うんです。

それで、原課の方も長年管理組合の仕事をされていますから、いろいろな思いがあるんじゃないかと僕は思いますよ。それをぜひ形にさせていただけないかなというふうに思いますので、これもし御答弁いただけるのであれば、いただきたいというふうに思います。

それと最後、管理者が先ほど御答弁をされた確かな戦略を持ってという、別に揚げ足を取るわけじゃなくて、先ほど言ったように、ハブ化までいかなくても、例えば1ランク上の苫小牧の港を更に拡張なり、本当に使い勝手のいい、そういう港にする。そこには空港もあり、苫東もあり、

地の利も最高だという、これも先ほど言ったように、多くの方が思っているわけですから、それはいろんな道の絡みもありますよ。でも最後に私は、管理者の決意として、そういうものを全部含めて、いやいやこれからは港の時代で、例えばそういう予算もかかるけれども、何とせよこの苫小牧港を北海道、または日本で光るようなそういう港にしたいんだという、その思いがどうなのかという、決意も含めてですけれども、最後に管理者の思いを聞いておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 御指摘のとおり、今苫小牧港に限らず、港がいろいろな意味で大きな時代の変化の中で、大事なところを通っているなというふうに思います。

そういう中で、やはりこれまでとはまた少し違った視点で、世界経済、あるいはアジア経済の動向と同時に、物の動きがどうなっていくのかということをしかりと見きわめながら、苫小牧港の戦略を国内、そして外に向けて打ち出していく必要が今はあるのではないかと。仮に、そのタイミングがもしちょっとでもずれたとしたら、もう取り返しのつかないことになってしまうという危機感も含めて、そういった緊張感を持って、これから苫小牧港の次の成長発展を目指していかなければならないなというふうに思います。そのためには、こちらからしかりとポートセールスを初め、仕掛けていく必要もありますし、御案内のとおり、今LCLやNSRとか新たな動きも出つつありますので、そういったことを苫小牧港でしかり発信をして、そのことを苫小牧港の発展につなげていく。

もう一つは、議員御指摘のとおり、このダブルポートというものをどのように港、ダブルポートを港の戦略、あるいはダブルポートを空港の戦略にどう生かし切れるのかということも、大変私自身も重要なポイントだというふうに考えておりまして、そういったことを見きわめながら、しかりと戦略を立てて行動していく、そういう強い決意でこの50周年、1年を通らせていただいているつもりであります。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 池田議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、ガントリークレーンの今後の防止対策のお話をいただきました。

私どもこれまで、先ほど御説明させていただきましたように、これまでの関係法令に加えまして運用規程、そしてガントリークレーンの使用許可にあたっての許可書において、これまで守るべきものを明確にしてきたところでございます。それに加えまして、やはりガントリークレーンを含めて、全体の港湾作業の安全をどのように高めていくかという観点から申し上げますと、実際の作業に関わります関係者が、当然いろんな気象状態がございまして、気象情報を的確に把握して、ガントリークレーンの安全を高める、そういう意識を現場の全体で高めると、そういった取り組みも我々大きな意義と役割があるかと思っておりますので、今後こういうガントリー



クレーンによる同様の事故が発生しないように、あらゆる手だてを講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ガントリークレーンの事故の損害の交渉についての見通しについてのお尋ねもございました。

先ほど申し上げましたとおり、私ども弁護士のほうとは既に契約を結んでございまして、今後本格的に双方の弁護士を中心に、私ども交えて交渉を進めていくわけでございますけれども、私どもとしても双方の話し合いの早期進展を図っていくことを精力的に進めてまいりたいと思っておりますので、現段階でいつという、めどはお示しできないところでございますけれども、早期の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから次に、苫小牧港におけるイベントの開催についての御質問がございました。

本年、開港50周年で、初めてキラキラ公園で本格的な大きなイベントをさせていただきました。おかげさまで、この場所が、苫小牧港に行くといった場合の中心的な場所としてキラキラ公園がなり得たのかなと思ったところでございまして、こうした場所で私ども初め、さまざまな団体の方が今後どのようなイベントをすることが可能となるのか、いろんな可能性を秘めているのだと思いますが、議員御指摘の点も踏まえて、我々本当にこれまでのイベントによる活用も考えながらも、新たな港町にふさわしいイベントが展開されるよう取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 以上で、池田謙次君の一般質問を終了いたします。

渡辺 満君。

○議員（渡辺 満君） それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、情報開示のあり方についてですが、簡単に。

一つは、管理組合のホームページを見て、2点ほどお伺いしたいんですが、まず評価したいところは、ホームページ、日本語はもちろんのこと、現状では英語と中国語、韓国語、これに変換できるシステム導入、これは国際拠点港湾として、そういう役割からすると、大変重要な情報発信だという点では私は評価したいと思うんですが、先ほどの説明の中にもあったんですが、今ロシア船も入ってきておりますので、ロシア語変換ができるかどうかというのは、一つ今後の成り行き次第では宿題になるのかなというふうには思います。

そこで、そういった外国向けのホームページではあったとしても、私、苫小牧が今年開港50年を迎えたわけですが、しかし、先ほど市長が言ったように、今日の港湾造成に関わった多くの先人たちの苦難、あるいは歴史、こういった状況がわかるような中身、文章化がほとんど見当たらない。映像はありますよ。しかし、苫小牧市民であっても、ホームページの中で50年の節目の中で、どんなようなことで今日の苫小牧港ができたのかということがやっぱりわかるような、

そういう工夫も必要ではないのかなということ、このあたりどのようにホームページの問題に対して考えているのか、まず1点、お伺いしたいなという点です。

2つ目は、議事録の検索の問題なんです。

私は市議会議員ですので、苫小牧の市議会では、項目を入れる、そうすると、過去どんな議員さんがどういう角度から質問されたのかということは検索できる仕組みになっております。管理組合で全国を調べてみると、四日市さんがそれを導入しているんですね。私がなぜここで取り上げるかという、道議の先生方は、4年間、港の議員という形で大体固定していられる状況にあるわけですけれども、市議会の場合は、大体2年ローテになりますよね。そうすると、過去どんな議論をされてきているのかということは、もう一々議事録を読まないといけないんですよ。今はもう、それこそこれだけインターネットが普及している時代ですから、議事録の検索システムを導入するのに何百万しかかからないわけですよ。もう私は試算しておりますけれども、私の質問は通告していますから、当然出ていると思うんですけれども、このあたりこれだけ大きな港を抱えている中身の中で、議事録が検索できるようなシステムを私は早急に改善すべきだと。そんな時間かからないですよ。交渉事じゃありませんので、やるかやらないかの問題、このあたりをどのように考えているのかお伺いしたい。

次に、漁港区の管理について、かなり質問したいなというふうに思います。

これは、私が市議会でも取り上げたのは1年前です。そのときに、いわゆる国有未開地という問題が出てきました。管理組合としては、関係省庁との事前協議がおおむね調っているが、基本的には管理委託を受けるためには、いわゆる上屋、構築物がない状態、こういうことがなければ物事は進まないというふうになっているんですが、現状どういう状況になっているのかということです。もう1年前に指摘していることが、いまだ協議事項ということであれば、一体どういうふうに市民理解が得られるのかなというふうに思いますので、この辺時間的な経過もありますので、現時点でどのような状況になっているのか、まず見解を求めたい。

2つ目に、過去に国有未開地、ここに建築物を許可した管理組合としての判断、この検証と対応策の問題について伺ったところ、判明しないと。要するにわからないと、なぜそういう許可をしたのかわからないということが一貫した答弁なんですよ。こんなことって何で起こり得るのか。いや、民と民との間のことを教えてくれと言っているわけじゃないんですよ。相手は国ですよ。管理組合という、しっかりとした独立したところが、対行政との関係、あるいは対国との関係で、何で許したのか、許可したのかわからない。こんなことが今も続いているということは、私どうも理解できない。当然ながら文書を交わしたと思うのですよ。そうすると、その文書は永久保存だと思うのですよね。その文書がないということになれば、これどういうふうに扱ったらよろしいんですか。このことについて、今日ここでしっかりと説明してください。

議会では、何か管理組合に聞かなかつたらわからないという答えですから、今日は私、管理組合ですので、本丸のところではわからなかつたら、これ聞くところはもうないですよ、それ以上。

まずそこら辺、ちゃんと答えてください。

それに、本来許可できないところを許可した、早急に是正する。どういうふうには正するんですか。今言いましたように、2回目の質問ではよくわからない、判明ができないと言いながら、実は許可できないところを許可したことについては、早急に是正するというのが私に対する答弁なんです、どうやって是正するんですか。このことについても、是正の考え方を伺いたいなというふうに思います。

4点目は、漁港区内の違法建築物の取り扱いの解決、これは市長みずからが是正指導を行って、具体的な撤去計画を進めていくというふうに答弁されておりますけれども、このあたり撤去計画というものは現時点でどういう進展ぐあいなのか、まず伺いしておきたい。

それから、国有未開地の建築物について、仮に管理委託の手続が整った場合、私は管理委託はできないということをわかりつつ、あえて聞くんですよ。いいですか、仮にですよ。だから仮にという言葉をよく覚えておいてください。管理委託の手続が整った場合は、建築基準法の違法性、これは継続するわけですよ、上屋は建っているわけですから。それで、その対応はどうされようとするんですか。違法性があるって、委託をされて、管理委託された場合は許可できるんですが、もう建物自体が違法なんです、これは僕は撤去する以外ないなと思うんですけれども、どういふふうな方法論を使って解決しようとしているかがよくわかりませんので、伺います。

それから、西側にある共同作業所の問題です。

この底地というのは、国有財産台帳に記載されていない国有脱落地、こういう表現が市議会でありました。市議会ですよ。今、管理組合としては国有脱落地なのか、国有未開地なのか、どういふふうには押さえているのかわかりませんが、一応国有脱落地だと。脱落地というのは、台帳に記載されていない土地のことですけれども、この脱落地の問題に対して、これは今どういふふうにはあのあたり一帯はなっているのか。もし脱落地の上に共同作業所が建っているというふうになれば、当然次の質問との絡みなんですけれども、あなた方は管理料をずっと取っているんですよ。たしか共同作業所ができた昭和の時代、もう築30年以上も経過していると思うんですけれども、その底地が管理委託もされていないのに、その部分の管理料を歳入としてずっと取り続けてきた。これ、まさに違法性ですよ。

しかも、私が質問した段階から、このことは取れないということをわかっていながらも、今年度の予算の中の使用料の中に計上していますよね。これって、どういうことなんです。私、とってもこれは理解できない。わかっていながら予算計上する、こういうことは、違法性がある中に違法性ある予算計上をするというのは、私は大問題だと思いますよ。しかも、それを認定している議会にも責任があるんですよ。これは監査委員もいますけれども、監査委員に今振ったってどうしようもないですから、この問題について、あなた方は一体どういふふうには予算の立て方、これ地財法にも違反しますよね。だから、そのあたり含めて伺いしておきたいなというふうに思います。

それから、脱落地の問題について、もう少し、先ほども言いましたように、明確にしてほしい。どこが脱落地で、どこが国有未開地で、台帳上記載されていないところがどこなのか、ここをはっきり示してください。いつもいつも何か、もらう図面が変わるのでは困りますから、そのあたりをきちっとしていただきたいし、いいですね。先ほど言ったように、使用料の問題、長期間にわたって取っているわけですから、この問題は、私は最初は漁協側にも問題があるなどと思って、そのことについては議会では取り上げさせてもらいました。でも、一番の責任は僕は管理組合だと思うんですよ。なぜかといったら、漁港区を管理するのが管理組合の責任ですから、そこが違法性があるのをわかりながらお金を取っているなんていうことは、私は絶対これはあってはならないことだと思いますので、そこを明確にお答えしてください。

そして、私は、わかった段階で返還するのが本来のあり方だと思います。いいですか、固定資産税は私の指摘で追徴していますよね。これはもう市長はわかっていると思います。私が違法建築物ですよと、固定資産税は掛けていませんねと言ったら、掛けておりませんと。今年度から徴収いたしますというふうに言った。じゃ、あなた方が多く取っていた使用料については、私は返還すべきだと。取りっ放しじゃなくて、返すものは返す、これが対等の立場だと私は思いますので、このあたりについて見解を求めたいと思います。

次に、違法建築物の改善プログラムの問題です。

これは市長、組合との関係で役員の方々、これは当然検討課題として整理していると思うのですが、この改善プログラム、どういうふうに管理組合あるいは苫小牧の市議会にいつぐらいを目途に提案できるのか、この辺についての見解を求めたいなというふうに思います。

最後です。

諸問題の原因究明と責任の問題ですが、漁協は新しい専務を迎えて、今信頼回復に努めておるところは、私の目にも映ります。しかし一方では、管理監督の立場にある管理組合、ここがなぜこういう問題が生じたのかという点の管理組織としての形態、これに対しては一切ないんですよ。いいですか、漁協は責任のある方はみずから退きましたよ。管理組合は全くこれ責任ないんですか。私はこの問題は、ずるいと思うの、やり方論として。確かに漁協のやったことはコンプライアンスに反する行為、しかも独断でやったという問題については、それはいろんな角度からの責任問題というのは問われるわけですけども、管理組合は黙っているんですか。何もおとがめなしなんですか。こういうことでは、先ほどガントリークレーンの問題でいろいろと質疑があったように、私はこれを一つの教訓にしながらも、きちっと管理組合としてのあるべき、港管理ですから、その業務の問題について市民的に理解を得られるような中身を求めたいし、責任問題について、どのように現時点で考えているのか、お伺いしたいと思います。

3番目、最後です。

指定管理の問題ですが、これは勇払マリーナしかありませんので、勇払マリーナの管理運営についてお伺いしたいなというふうに思います。

まず一つは、ちょうど私がこの管理組合の議員になったときに指定管理者を導入するということで、たしか7年の指定管理で、来年更新の時期を迎えます。このあたり、次回も指定管理者の基本的な考え方は、7年間なのか、あれは異例ということで、2年間赤字が続いた場合は、それは補てんすると、管理組合として補てんするという前提がありましたから、私は実質上5年間の指定管理だというふうに思っているわけですがけれども、前回の指定管理は7年間ですから、次期更新は7年間という理解なのか、それとも考え方を考えるつもりなのか、その方向性について、まず1点お伺いしたいなというふうに思います。

次に、当時指定管理者として取った業者が事業計画書を提出しております。私、その事業計画書を持っているわけですがけれども、全然その事業計画書どおりにいってないのが事実ですよ、目標を含めて。こういう中で、本当に過去の5年間、6年間の結果から見て、当初の計画と乖離しているんですよ、管理する船の数から。そういった中身で、管理組合としてはこれどういうふうに利用者サービスが、民に移行すれば向上すると言ったんですから、自分たちがやっていたらうまくいかないけれども、民を導入することによってうまくいくんだと言って指定管理を導入したわけですから、この点について、本当に利用者サービスの向上につながっているのか、このことについてお伺いしたい。

それから、いろいろと事業計画書を見たら、まず1つ目、黒字経営を前提にした事業採算の確保、収入増大を目指すというのは、まず1番目の目標なんですよね、指定管理者の事業計画書。私が見る限りでは、そのとおりになっていない。

2つ目、使い勝手の良いマリーナにするために、施設改良とスタッフの向上を図る。これも当初の人員が今半減していますよね。これもまた、全然乖離している。いいですか、正規職員がスタートの時点ではたしか五、六人いたはずですよ。今は3人ぐらいしかいないはずですよ。こういう中で、まず全然違う。

それから、利用者増加のためにマリーナの知名度を上げる。全然マリーナの知名度は上がってないんですよ。だから、本当にそういう意味からすると、4点目には、施設整備業者との年間メンテナンス契約で施設の寿命延命措置を行う、これが事業計画の4つの柱なんです。これ全てクリアしているんですか。あなた方は指定管理に対する事業評価を必ずしなきゃいけませんよね。この辺について、適切な指定管理をお願いしている管理組合として、どう評価しているのか、この4点についてお伺いしたいなというふうに思います。

それから、指定期間における利用件数、利用率、経費削減、更に毎年2,000万円以上の利益剰余金、これが目標なんです。ところが、決算を見たら違うじゃないですか。24年度だけ決算で黒字ですよ、しかも500万。何で500万が黒字になったのかなと思ったら、人件費が2年前よりも半減して、1,000万円以上人件費が削減されているんですよ。いわゆる人減らしをしているということですよ、簡単に言えば。これが雇用の問題に影響しませんか。こういったやり方で人件費を削るに削って、その浮いた部分が黒字経営を生み出しているというやり方

では、私はとってもマリナーとしての正常な経営運営だとは思えませんので、この辺について目標値と到達についてどうとらえているのか。

それから、先ほども言いましたが、指導・評価。あなた方は、マリナーに対して何か言っているんですか。このことについてもお伺いします。

それから、先ほどもちょっと触れましたけれども、マリナーの事業を進める上で事業計画書では、いいですか、マリナーの運営だけでも最低人員は、男性が4人、事務員1人の計最低5人が必要、常に必要と書いています。それ以外の自主事業、これに対しても、その修理の担当に2人必要だとか、事務員が必要だとかで、最低でも8人ぐらいのスタッフがいなければ運営できないって書いてありますよね。ところが、今、先ほど言いましたように、24年度を見たらびっくりしました。社員が3人、契約社員が2人、5人でやっているんですよね。こういうことをあなた方はわかっていながら、これで本当に利用者にとって平等な利用の確保が図れるというふうに理解していいのかなのか、この辺についてお伺いしたいことと、正規社員っているんですかね。社員1人、2人とか3人とかって書いてあるんですけれども、正規なのか非正規なのか、私はほとんど非正規ではないのかなというふうに思うんですよ。こういう状態をあなた方はとらえているのか、このことについて求めたいし、当然ながらそういう条件であれば、非正規であれば、当然労賃や福利厚生の方からも、労働基準法だ、あるいは労働派遣法、こういったものとの抵触に影響しないのかなのか、こういったところをどう見ているのかも含めてお伺いしておきたい。

それから、これは当然管理者である市長はわかってのとおり、道も市も指定管理者についてはモニタリングをやっていますよね。当然やっています。ところが、管理組合はモニタリング制度を導入してないんですよね。どうして導入しないんですか。北海道はやっている。苫小牧市もやっている。なのに管理組合は、指定管理も6年経過するけれども、何でモニタリング制度を導入しないんですか。このモニタリング制度を導入しない限り、事業評価はできないですよね。この辺について、今後の改善策も含めてお伺いしたい。

最後です。

マリナーの管理している方からちょっと事情を聞くと、今年度の原油の高騰ですか、いわゆる燃料費等含めて、暖房だとか確保する上で、物すごい燃料費がかかったそうなんですけれども、一般的にですよ、例えば苫小牧市の指定管理者の場合は、附則事項に、もしそういう事情が生じた場合は、その分は補てんするという条項が記載されているわけですよ。市長は御存じです、管理者としては。でも、管理組合はないんですよそういう仕組みは。だから、そういうことでやるから赤字が続くのではないかなというふうに思いますので、そのあたり今後の対応も含めてお伺いして、1回目終わりたいと思います。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 渡辺満議員の質問にお答えをさせていただきますが、私からは、漁港

区におきます問題への認識、そして責任への対応についてお尋ねがございましたが、まずは、このたび新体制となりました苫小牧漁業協同組合には、一日も早い信頼回復と組織一丸となって漁港区における問題の解決に向けて取り組んでいかれることを期待をしているところでございます。

管理者といたしましては、このたびの問題を真摯に受けとめ、今後このようなことが二度と起こらないよう漁港区の適正な管理運営に関わる行政と利用者が連携し、それぞれの立場から、再発防止に向けた意識を高める仕組みづくりに取り組んでいくことで責任を果たしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

私からは、以上です。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、情報開示のあり方につきまして、港管理組合のホームページについてのお尋ねでございますが、当管理組合のホームページは、平成13年に開設され、苫小牧港の広報として、市民と利用者の皆様に対し、港の紹介、港湾施設や港湾を利用する情報、また港に親しんでいただける情報などを掲載し、提供してきているところでございます。

本年3月には、当管理組合のシステム変更に伴いまして、ホームページを新しくいたしました。それに伴いまして、項目別に再編成し、写真や地図を多く使い、また、苫小牧港を紹介したビデオもご覧いただけるように盛り込むなど、初めて見る方にも、これまでよりイメージしやすい内容として全面的にリニューアルさせていただいたところでございます。

御指摘のございました苫小牧港の歴史につきましては、本年、開港50周年記念事業といたしまして、ホームページの中に策定いたしました記念誌とビデオの中でご覧いただけるようにはなっておりますが、これからも御指摘の点を踏まえ、利用者の皆様の御意見などをお聞きしながら、随時内容を充実してまいりたいと考えているところでございます。

次に、議事録検索システムの導入についてのお尋ねでございますが、当管理組合議会の議事録については冊子にまとめており、平成19年以降の議事録については、文字検索が可能なPDFファイルでホームページに掲載しておりますが、現在、議事録検索システムは導入しておりません。

当管理組合と同様に、一部事務組合で運営されている名古屋港など、5管理組合の状況でございますが、当管理組合と同様に議事録をホームページに掲載しているのが2つの管理組合、そのうち議事録検索システムを導入しているのは、議員御案内のとおり、1管理組合でございます。残り3管理組合につきましては、議事録をホームページには現在掲載しておりません。こうした状況にはありますが、お尋ねの点につきましては、他の同様事例なども参考にしながら、議事録の情報提供のあり方について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、漁港区の管理について、諸問題の原因の究明と再発防止についてのお尋ねでございますが、漁港区の工作物につきましては、これまでの工作物の設置について確認したところ、分区に

おける構築物の規制や港湾計画の土地利用上に適合するものの一部に管理委託を受けてない国有地が含まれていたり、建築基準法の手続がとられていない工作物が確認されましたが、国有地や国有未開地を含んで許可した経緯については、残っている当時の関係書類等をこれまで確認してきておりますが、現在までのところ判明しておりません。

今後は、このような問題を引き起こさないよう、用地の使用許可にあたっては、関係機関と十分連携をとってまいりたいと考えており、建築基準法の手続については、苫小牧市と協議し、適正に行われるよう手順を整え、今年4月から運用を始めているところでございます。

次に、3の指定管理者制度につきまして、次期指定管理者の指定時期についてのお尋ねでございますが、平成19年度の指定管理者導入にあたっては、苫小牧港管理組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則に基づき、当初は4年間と考えておりましたが、平成14年の供用開始以降の毎年度の収支は赤字が続き、平成19年度の指定管理者導入後も数年間の赤字が見込まれることが想定されたため、事業の安定化、黒字化までには、更に期間が必要と判断し、議会の議決を得て8年間と設定したものでございます。

これまでの6年間のうち、3年が黒字、3年が赤字でございます。次回の指定期間につきましては、公募要項等の事務作業のスケジュールを考慮し、早めに検討する必要があると考えておりますが、これまでの経営状況や他港の事例を参考に指定管理の業務内容や指定期間を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、指定管理者の経営状況についてのお尋ねでございますが、指定管理者制度は、民間の保有する高いノウハウを活用し、集客力を高め、収支を改善するなど、施設の効用が更に高まることを期待し、導入をいたしたところでございます。

平成19年度の事業計画で示された最終年度における達成目標に対して、平成24年の利用艇数、マリナー内で保管されている隻数を比較すると、58隻ほど下回っているという状況にございます。

また、経営状況につきましては、これまでの6年間については、3年が黒字、3年が赤字、トータルでは42万円の赤字とのことでございます。このような状況から、指定管理者の厳しい経営の中、安定的な業務運営を目指し、民間のノウハウを生かし、利用艇数の増加を図るべく、免許教室やレンタルボート、ボート販売、ミニボートの安全講習の開催など、自主事業に積極的に取り組んでおり、また、ホームページでのイベント情報の発信など、勇払マリナーのPR、利用拡大、集客力アップに努めていると承知してございます。こうした取り組みもあって、平成20年のリーマンショック以降、厳しい経済状況にあっても、全体として横ばいの利用状況を維持していると承知してございます。

なお、マリナーの保管状況でございますが、平成24年度は、前年度と比べ海上係留については3隻、陸上保管については10隻増加しているとの報告を受けております。

次に、指定管理者の運営についてのお尋ねでございますが、指定管理者においては、利用艇数



の増加を図るため、先ほど申し上げましたとおり、自主事業として免許教室やレンタルボート、ボート販売などを行っておりますが、これまでの経営収支状況を見ますと、必ずしも経営が安定しているとは言えない状況にあります。施設の快適性を高めるため、スタッフのスキルアップや接客能力の向上に取り組んでおり、企業内研修を実施するなどによる能力向上に努めていると伺っているところでございます。

また、イルカウォッチングクルーズやバードウォッチングクルーズ、船舶免許不要のミニボートの安全講習やミニボートによる釣り大会など、プレジャーボートを所有しているマリーナ施設利用者以外の人にもマリーナを利用してもらうよう努力しております。この夏の海王丸来航時には、市民を招待するイベントを企画したり、また、ハスカップトライアスロンなどのイベント等にも積極的に協力し、マリーナ知名度アップに努めていると伺ってございます。

施設維持管理については、指定管理者内で保有するノウハウを情報交換しながら、良好な状態が保持できるよう取り組んでいると伺っておりますが、必ずしも計画性を持った維持管理状況にないと思われております。

このようなことから、当管理組合として、指定管理者がこれまで利用者の増加に努めていることや、マリーナの利用者に対するサービス水準を一定に保持していることや、マリーナの知名度アップに相当程度努力しておりますが、経営状況などについては必ずしも安定している状況に至っていないと受けとめているところでございます。

次に、指定期間における目標と現状についてのお尋ねでございますが、利用件数につきましては、平成19年度の事業計画で示された最終年度における達成目標と、平成24年度の利用隻数を比べますと、海上係留は目標30隻に対して21隻、陸上保管は目標156隻に対して107隻、合計で58隻ほど下回っておりまして、利用率にして70%となっております。経費の削減につきましては、これまでの努力により、年平均3%程度の削減となっております。

次に、利益剰余金につきましては、これまでの経営収支からその確保はできている状況になっていないところでございます。

次に、指定管理者に対する指導・評価と改善策についてのお尋ねでございますが、指定管理者は、指定期間中において、経費縮減に努めるべく、事務・事業の見直しやマリーナ作業の効率化を図るなど、人員・人件費の削減などのコスト縮減に努力するとともに、利用者の満足度の向上やサービスの充実・向上に努めているところと伺ってございます。

現在のところ、利用者から施設管理やサービスに関して苦情等は生じていないと伺ってございますが、利用者の増加を図るために、更にサービス向上に努めることや、経常収支の安定化に向けた取り組みを強化するよう指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、利用者へのサービスと雇用のあり方についてのお尋ねでございますが、指定管理者は、指定期間中において経費縮減に努めるべく、事務・事業の見直しやマリーナ作業の効率化を図るなど、人員・人件費の削減など、常にコスト縮減に努力していると伺ってございます。

人員につきましては、平成19年度は指定管理者初年度ということもあり、自主事業を含むスムーズな運営を行うため8名体制でスタートしましたが、その後、民間企業のノウハウを生かして事務・事業の見直しや作業効率化を進めることにより、平成23年12月からは5名体制となっているところでございます。

なお、土日、祝祭日などの繁忙期には、臨時職員を雇用するなど、サービスの提供維持に努めていると伺ってございます。

指定管理者は、民間企業の経営判断により、雇用形態や人員・人件費の削減に努めてきたものと受けとめておりますが、当管理組合といたしましては、勇払マリーナの管理運営やサービスの提供に支障が出ないよう指導してきたところでございます。

次に、モニタリングについてのお尋ねでございますが、現在、指定管理者制度に対するモニタリングは導入しておりませんが、指定管理者から毎年提出される収支報告書や事業報告書を基に経営状況を点検するとともに、施設の管理運営やサービスの提供が適正に履行されているかどうかを確認し、必要に応じ指定管理者に対し、適正な管理運営に向け提言などを行っているところでございます。

また、指定管理者におきましても、ご意見箱の設置や施設利用者との協議会などを通して、苦情、要望などを業務に反映させるなど、サービスの充実・向上に努めているところでございます。

しかしながら、委任者としてマリーナ施設の安定・継続的な管理運営を確保するため、施設管理や求められるサービスの質、評価などを把握するとともに、指定管理者の自己点検・評価の制度化、透明性確保の観点からも、モニタリングを行う必要があると判断しているところでございます。

当管理組合といたしましては、苫小牧市、北海道の両母体を初め、他の港湾などで実施されておりますモニタリング制度、手法を参考にして導入してまいりたいと考えております。

また、次期指定管理者選定にあたり、モニタリングによる評価を参考にしたいと考えております。

最後に、社会的要因に対する指定管理者に対する対応についてのお尋ねでございますが、需用費と役務費を合わせました経費は、これまで1,900万円から1,500万円に推移しており、ここ3年間は1,500万円前後となっております。

このうち、電気代は昨年度570万円でしたが、9月1日から7.7%の値上げにより、年間で約44万円の負担増と見込まれております。また、電気使用のうち、船舶での使用がかなりの部分を占め、経営収支に影響を及ぼすことが想定されますことから、この7月から使用電力量の調査を行っているところであります。この結果を踏まえて、電気使用料の適正化に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。

こうした取り組みを初めとして、需用費を含む経費の削減に向けて、当管理組合としても適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 漁港区の管理につきましてですけれども、現状での国有未開地の管理委託についてのお尋ねでございますけれども、国有未開地を当管理組合が国から管理委託を受けるためには、財務省から国土交通省へ所管替えをした後に、北海道開発局から管理委託を受けることとなります。

国に確認をいたしましたところ、苫小牧漁業協同組合の構築物で、国有地上に容認される冷凍冷蔵庫、共同倉庫、燃料補給施設などの施設は、そのままの状態でも管理委託の手続きが可能であるということでございますけれども、建築確認申請の手続きがないなどの不法構築物につきましては撤去する必要があるということでございます。

当管理組合は、このような国からの確認内容を苫小牧漁業協同組合に伝えているところでございまして、早期解決に向け、現在、苫小牧漁業協同組合内でも協議をしているところでございます。

あと、使用許可、それから設置許可の経緯についての御質問がございました。

漁港区におきまして、管理委託を受けていない国有未開地及び国有脱落地を含んで土地の使用許可、構築物の設置許可に至った経緯につきましては、残っております当時の関係書類を確認いたしました。判明いたしませんでした。本来であれば、国有地を除いて許可すべきものでありましたが、結果として管理委託を受けている土地と同様に取り扱い許可し、使用料を徴収したものでございます。

なお、当管理組合の文書保管につきましては、使用料等各種公課に関する書類は、苫小牧港管理組合の文書編集保存規程によりまして、10年間と定められております。

次に、本来許可できないところを含んで許可した、その是正措置についてのお尋ねでございます。

今後このようなことが生じないように、国有地を所有する北海道財務局及び北海道開発局と協議をして、管理委託の手続きを進めていくとともに、適切な事務処理に努めてまいりたいというふうに考えております。

当管理組合では、現在、漁港区西側の用地測量を実施しておりまして、当管理組合の管理範囲を確定させ、国有地部分に係る過年度分の使用料につきましては、返還する考えでございます。

漁港区内の違法建築物の撤去計画についてのお尋ねでございます。

苫小牧漁業協同組合においては、現在、漁港区内の違法建築物の問題解決に向けて内部で検討しておりまして、その後、問題解決の改善策について、当管理組合や苫小牧市などの関係機関と協議を行うというふうに伺っておるところでございます。

あと、国有未開地上の工作物への対応についてのお尋ねでございますけれども、国に確認いたしましたところ、管理委託を受けるためには、建築確認申請手続きがされていないなどの不法構築

物は撤去する必要があるということでございますので、当管理組合から漁業協同組合にその旨を伝え、適正に対応するように指導をいたしたところでございます。

国有脱落地の管理委託についてのお尋ねでございます。

漁港区西側の苫小牧漁業協同組合の共同作業所の敷地に国有脱落地が含まれているということについては、承知をいたしております。この国有脱落地は、北海道財務局の国有財産台帳に登載されていない土地でございますので、当管理組合が国から管理委託を受けるためには、北海道財務局が国有財産台帳に登載し、財務省から国土交通省へ所管替えした後に、北海道開発局から管理委託を受けることになってございます。

苫小牧漁業協同組合の共同作業所が設置されている箇所の国有脱落地は、現在、管理委託は受けておりませんが、今後その手続を行ってまいりたいと思っております。

管理委託を受けていない用地から使用料を徴収したことについてのお尋ねでございます。

管理委託を受けていない国有地を含んで使用を許可して使用料を徴収していたことは、苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例上、不適切な取り扱いでありましたことから、国有地分に係る土地使用料につきましては、返済することとしております。このたびの土地使用料を含めた使用料等の収入につきましては、地方財政法に基づき、適正に処理をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、改善プログラムについてのお尋ねです。

この改善プログラムは、苫小牧漁業協同組合が主体となって作成するものでございますけれども、これまでに当管理組合や苫小牧市に対して、作成にあたって協力の依頼がございました。この改善プログラムについて、現段階では、策定スケジュールやその進め方などについては、伺っておりません。

次に、指定管理制度、勇払マリーナの職員体制についてのお尋ねでございますけれども、議員もおっしゃってございましたけれども、現在の体制は、正規職員が3名と契約職員が2名の計5名の体制となっております。土曜日、日曜日、祝祭日等の繁忙期には、必要に応じて臨時職員を雇用しているところでございます。

労働基準法や労働派遣法に関連しての職員についてのお尋ねでございます。

採用にあたりましては、ハローワークを通じ採用しまして、就業規則は、厚生労働モデルを基に契約職員も盛り込んで定めております。

また、必要な社会保険にも加入しており、臨時職員の賃金は最低賃金を超えているというふうに伺っております。

福利厚生に関しては、正職員と同様と認識をしております。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 渡辺 満君。

○議員（渡辺 満君） 再質問させていただきたいんですが、まず、情報開示の問題で、何です

か、参考にしたいんですか。参考にしたいんだったら、幾らでも私が持っていますよ。そういうことを聞いているんじゃないでしょう。あなた方にとっても、議員にとっても、市民にとっても、どんな議論をしているかが、検索システムを導入することによって、より開かれた苫小牧港になるわけですよ。これからだって、市会議員の若い人たちもどんどん港の議員になってくる。そのときに、過去の先輩たちがどんな議論をしてきたのか、こういうものを検索できるシステム、こんな今の情報化時代の中で、議事録があります、確かにネットで読めますよ。検索するほうが先なんです。あなた方だって、1回1回あれですか、じゃ説明に来てくれるんですか。これはいつぐらいにこういう問題で議論したことがありますかって聞いたら、あなた方はすぐ答えられるんですか。経費が何ぼかかるというの。あなた方がつくった、多分試算された中身では、導入するのに400万程度でしょう。もっとかかるんですか。400万程度ですよ。議事録だって短いわけですから、ランニングコストだって十何万円ぐらいじゃないですか、ページ数が薄いんですから。そういうものをすぐやらないというところは、やっぱり管理組合の体質かなと私思いますよ。

管理者、どう思いますか。岩倉市長はネットを随分使っているから、この分野は得意な分野だと思うんですが、特に情報開示の問題については非常に積極的な方だと私は評価しているんですが、いざこのことになれば、何ですか、ほかはまだやっていない、やっても四日市港だけだと、これを参考にしたい。そんなようなレベルでいいんですか。もう一度きちっと、私は聞いたんですよ。来年度からでも予算づけして導入すべきでないのかと。ちゃんと教えてくださいよ。そこだけでいいですから、やるかやらないか。

次に、漁港区の問題ですが、いろいろな問題があるわけですがけれども、まず私、国有財産法という法律を見ると、この国有財産法の第38条適用除外というのがあるんですよ。この適用除外という中に、実は道路だとか河川だとか、実は港湾も含まれているんですよ。この問題を、平成12年4月3日の第147国会で石垣代議士が質問しているんです。それに対して、当時の宮沢喜一元総理がこの国有財産法第38条の取り扱いについて答弁しているんですよ。そうすると、この法律にもあるんですが、あなた方が言っている脱落地、脱落地と言っているけれども、登録されていないものは全て脱落地という解釈ではないんですよ、ちゃんとお勉強されていると思うんですが。

だから、今回、私に資料いただきました。色分けしてつくって、カラーでいただいたわけですがけれども、これ見て本当に信用できるのかなというふうに思うんですよ。これ本当に信用している地図なんですか。今の私は、国有財産法の第38条から含めて、国の当時の最高責任者である宮沢喜一さんが、当時総理大臣だったかどうかはわかりませんが、宮沢喜一さんが答弁しているんですよ。それに適合する中身で、共同作業所の底地は国有脱落地という解釈でいいのかなのか、そこまでちゃんと調べて答弁されていますよね。そういう問題の扱いが、特に国の土地をめぐる、私、法務局へ行ったら、みんなこれ法務局ではちゃんと登記されているんです

よね。何で脱落地になっているのかがわからないんですよ。これ質問するのに、随分お金かかりましたよ。あなた方はそこまで調べているんですか。その場限りの答弁なら、だれでもできる。あなた方がつくってきたのはこれだけでしょう、私にくれたのは。これを裏付ける資料は何もくられてないじゃないですか。そういうことを曖昧にしながら、問題を何か曖昧にして話し合いすれば、何かクリアできるかのような中身、こんな答弁では私は納得できない。調べるなら、徹底的に調べたらどうですか。何がネックであって、まだ、ちゃんとプロセスつくらないじゃないですか。先ほど聞いたら、改善プログラムについてはまだ着手してない。うそでしょう。漁協からは改善プログラムを出されているじゃないですか。あなた方は、それは受けないと、見ないと、そういう扱いしていませんか。そこをはっきりしてください。何が問題点があって、何を整理しなければいけないのか、そういうすみ分けをきちっとした上で、漁協との関係をきちっとしなければ正常化にならないんじゃないですか。そこまでやっていますか。曖昧な答弁やめてくださいよ。

それから、返還する。返還って、何ぼ返還するんですか。返還、返還って。じゃ年間何ぼ多く取っていたの。今取っているんですか、取ってないんですか。今年度予算計上したけれども、取っていないでしょう。慌てて。じゃ戻すとしたら、何年戻すの。5年間しか遡及しないんですか。地方財政法からいうと5年でしょう。年額で何ぼで、およそ何ぼ返還なのか。返還と言うんだったら、ちゃんと返還額を言えばいいじゃないですか。何をあれなんですか、そんな小出しにして、私たち2回しか質問できないんですから、いいですか、そのことを明確に答えてくださいよ。

それから、これはあれなんですか、今の答弁を聞いていたら、事によっては確認申請で建築基準法違反でない建物について、国有未開地あるいは国有脱落地、これが話し合いによっては、その建物は壊さなくても、そのまま管理委託できれば建物は壊さなくても守られるという解釈でいいんですか。そういうふうに私は先ほどの答弁、副管が答えたんですけど。いや総務部長ですね。ちょっとそこら辺明確にしてくださいよ。

明らかに建築基準法違反の建物は、これは底地がどうのこうのじゃなくて、建築基準法違反なんですから、建物は撤去しなきゃいけないですよ。そうでなくて、そういうものは全てクリアしているけれども、底地にまだ国有未開地の部分や脱落地があって、これの手續等々をやった後、管理委託がされる、その条件のときに上屋があって、国はいいと言うんですか。さっきそこまで言いましたよね、認められるって。あなたたち、そこまで話し合っているのなら、何でそれ市のほうに伝えないの。私、そのことを質問したら、上屋がある限りはだめだという、今まで一貫した答弁でなかったですか。国は上屋があればだめですと、一度撤去されなければ管理委託しません。じゃなぜ、あれなんですか、西側につくった建物は国有未開地だからだめだって、あなた方は拒否したんですか。矛盾しませんか。そのあたりも、私の質問の仕方が悪いのかどうか、理解できなくてそういう答弁になったのか含めて、もう一度わかりやすく答弁してくださいよ。

それから、マリーナの問題です。

これはもう簡単に終わりますけれども、結論から言ったら、指定管理は今後何年を考えている

んですか。何か参考にしたいだとか、何だかよくわからない。結論を言わないんだよね。あなたの方の答弁は、さっきも聞いていたけれども、結論を言わない、ぼかし。検討したいと思いませんか、参考にしたいと思いませんか。事によっては何ですか、自分たちの問題なのに、他人事のような答弁していましたよね。もう腹が立って、どこの答弁だったか忘れてしまったけれどもね。人ごとですよ、あなた方。と伺っておりますだとか、冗談でないですよ。そのあたりきちっと、議会で議論しているんですから、ちゃんと答えてくださいよ。いいですか、指定管理。次期は、次回は同じなのか、私、1回目は簡単に聞いているんですよ。同じなのか、別に考えているのか。

それから、モニタリングは導入するというので、前進かなと思います。

ただ、これは部長が答えたのか、副管が答えたのかちょっと忘れてしまったけれども、これ指定管理は本当にいいんですか。トータルでマイナス42万円の赤字ですと。これ私、直営に戻せなんて言いません、直営に戻したらとんでもない赤字が出ますから。それだったらあれじゃないですか、一度管理組合に戻して、管理委託で委託費でお願いしたほうが、受けるほうも受けやすいんじゃないですか。違いますか。あなた方が必要だって言っただけでつくったマリーナですよ。それが北海道はもう今、北海道の財政事情が大変だからもうマリーナに金は出したくないって、当時、それで指定管理者導入を決断しましたよね。そのときに私たちへの説明では、2年間の赤字は管理組合が負担するから、それ以降については安定的な経営向上に乗れるって、あなた方が説明したんだよ。それが、経営したらマイナス42万円だよ。しかも、先ほど言ったように職員体制は縮小し、かつ自主事業をやればやるだけ、例えば人を採用しなければやれない。こんなだったら、1回もう指定管理やめて、管理委託したらどうですか。そのほうがいいんじゃないですか、事業者も安定的で。なぜ指定管理導入がメリットあるのか、この1点だけでもいいですから、あなた方が今、マリーナを指定管理にしたことによるのメリット、いいですか。あなた方にとっても、受託した指定管理者も、それから利用している利用者も、何が一番プラスだったのか、何を言えます。言えることを言ってください。そのことをお伺いしておきたいなというふうに思います。

それから、さっき言ったように、改善プログラムのことについて、本当に漁協からは1回も提出されてないんですね。それを確認したいんですよ。

それから、もしいまだ提出されていないのであれば、じゃ、いつを目途に改善プログラムを作成するんですか。これはっきり方向性を示してくださいよ。そうしないと全然わからない。いいですか、もし曖昧であれば、また次回ということにも、質問は幾らでもできますので、その辺明確にお答えいただきたいと思います。

以上。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、情報開示のあり方につきまして、議事録検索システムの導入について、再度のお尋ねを

いただきました。

システム導入には、御案内のとおり、導入費用に加え、システムを導入することで議事録の検索が容易になり、利便性が増すという大きな利点がございますので、今後どのような方法が、スピーディにできるかということも可能であるかという検討してまいりたいと思っております。

なお、現在の議事録に合わせまして、例えば一般質問通告書を掲載するなど、現段階でできることにつきましては速やかに実施してまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、2つ目に国有財産法38条のお尋ねがございました。

苫小牧漁業協同組合の構築物であって、国有地上に容認される建物、私どものところで申し上げますと、冷凍冷蔵庫でありますとか、共同倉庫、こういったものは、現段階で国の確認事項としては、建築確認申請が取れていれば、管理委託がそのまま可能であるとの見解はいただいているところでございますが、まだこれは確定でございませぬけれども、そういう確認はしているところでございます。

それから、次に改善プログラムについてでございます。

この改善プログラムにつきましては、苫小牧漁業協同組合が主体となって作成するものでございまして、これまでも作成の途中途中でいろいろ御相談はいただいていたところでございまして、前の体制で一旦作成を進めてきておりました改善プログラムにつきましては、新しい体制になりまして見直したいと、新たにつくりたいというお話がございましたので、そういう取り扱いで私どもも受けとめたところでございます。

それから、4点目に国有未開地から徴収しております土地の使用料についてのお尋ねがございました。

年額で、およそ20万円ということでございます。規定によりますと、5年ということでございますが、今後、相手方といいますか、土地をお借りしていただいた方と御相談した上で決めることになると思いますが、もう少し時間をいただければなと思っております。

それから、次にマリーナに関連いたしまして、次期指定管理者の指定期間についてでございます。

御案内のとおり、私どもの規則で4年となっているということでございますが、現在の指定管理者の経営状況、事業計画に対する取り組み状況、成果などを考慮して決めていかなくちゃいけないと、次期の指定管理者の選定に向けて準備をしていかなくちゃいけないということでございますが、現段階で何年と申し上げられませぬけれども、早急に決めた上で、策定スケジュールに入ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、モニタリング制度に関連いたしまして、指定管理者制度そのものの善し悪しについてもお尋ねがございました。

当初私ども、指定管理者制度以前は委託していた業務もございまして。今回、指定管理者制度を



導入したわけでございますけれども、今後そのモニタリング制度、本年度導入いたしまして、勇払マリーナの管理運営の評価、指定管理者の自己点検評価などのために導入するわけでございますけれども、今年度の評価において、今お尋ねの点についても明らかにしてまいりたいなど、検討してまいりたいと思っているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 返還についての今年の扱いはどうしているの。今年の扱いを質問している。

総務部長、平田利明君。

○総務部長（平田利明君） 御質問のございました国有未開地をまたいでいる土地の料金の関係でございますけれども、本年度については徴収はしておりません。先ほどお答えしました、約20万というお話をしましたけれども、今それを最終的に確定するために測量しているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 渡辺 満議員の発言はもう既に2回終わっておりますが、この際、答弁漏れということもございますので、特別に質問を認めたいと思います。

渡辺 満議員。

○議員（渡辺 満君） まず1つは、勇払マリーナを指定管理にした、この今までの経過の中で、あなた方、指定管理した側、受託した側、そしてマリーナを利用する方々、何が指定管理者を導入したことによるメリットがあったのですかって聞いたんですけれど。聞いていませんでしたか。これ、何で答えないの。まずこれ、明確に答えてほしいんですよ。だから、もしそれがなかったら、もとに戻さなきゃだめなんですよ。そういうことを聞いているんですよ。

そうしたら、何か副管は余計なことを言っているよね。規則を4年で早急に決めて、モニタリングをやっている、以前は委託していて、それが導入のきっかけになってどうのこうのって、何だか訳のわからない話をしていきますけれども、そんなこと聞いているんでないんですよ。簡単な話を聞いているんです。ちゃんと事業評価もしたというんだから、はっきりそこを答えてください。何がメリットだったのか。

それから、要するに取れない部分を取った、今年度は徴収していない。わかりました。徴収できなかったんだよね、しちゃいけないことだから。じゃ、今まで徴収していたのは何を基準に徴収していたんですか。何年と聞いたら、今まで年間約20万円を5年、これでとまるのかと思ったら、もう少し時間が欲しい。これ何の時間なんですか。もうちょっと返還の期間が延長されるとか、相手から全額返還してくれやと、その分なんか払う必要性がないと言われたら、過去ずっとさかのぼって払うことも、これやぶさかではないということなんですか。そのあたりの財政法上の問題もあるものですから、だから私は管理者に聞いているんです。こんな不適切な事務処理をしているのに、責任問題が問われないというのはどういうことですかということを知っている

んですよ。いいですか、このことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤 連君） 管理者、岩倉博文君。

○管理者（岩倉博文君） 先ほど、市議会でも答弁した趣旨とほぼ同じ考え方を先ほど述べたわけであります。

今回の問題は、この問題の経過、長い年月、先ほど質問の中で、昭和時代からという議員の御指摘がありましたけれども、そういう中で、しかし時代の変化とともに、もう今コンプライアンスというのは、日常会話に出てくる時代であります。しかしぜひですね、指摘していることはよくわかります。あってはならないことです。しかし、この社会の構造的な問題というのは、やっぱりそこを加味して考える必要がある問題だというふうに思っています。

しかも今回の問題は、この漁港区の管理という問題だけではなくて、さまざまな背景にある問題が現実にあります。そのことを踏まえて、やはり今回の問題、これから管理組合としてこの問題、漁組だけではなく、あの漁港区全体の中でどのように向き合っていくのかということについては、やっぱり今の時代に合った、あるいは迎えるべき時代に合ったやはり管理の仕組みをしっかりと踏まえてやっていく、新しい考えでやっていくことが必要なんだというふうに思っています。そこは、漁組もそうだし、管理組合もそういった視点から考え直して、二度とこのような問題が起きないように、そういった仕組みを両者が努力して、これから新たに構築していく、その今スタートですから、そこはしっかりそういうことをやっていくことが責任を果たすことであるという趣旨で、先ほど申し上げました。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、柏葉導徳君。

○専任副管理者（柏葉導徳君） 渡辺議員の質問に再度お答えをしたいと思います。

まず、漁港区の使用料の話でございます。

本年度、これまで使用料をいただいていた箇所についての測量をしておりますのは、これまで全体としてお貸ししていたものですから、そのうちの部分が国有地の確定的な面積かというものを明らかにした後に、額を確定して返還額を決めたいということでございますので、この点、御理解をいただければありがたいなと思ってございます。

今1点は、勇払マリーナの指定管理者制度を導入した後のメリットの部分でございます。

私どもとして当初から期待しておりましたのは、民間の企業が行う自主事業、こういったものがなかなか私どもでは民間ノウハウはございませんので、民間企業側に期待してきたところございまして、現在までのところ、この指定管理者においては、先ほども申し上げましたような免許教室でありますとか、レンタルボートでありますとか、こういった民間企業ならではの取り組みをしてきたということでございます。

それから、過去6年間の収支状況等を報告させていただいているところでございますけれども、議員御指摘のとおり、リーマンショック以降の大変厳しい経済状況の中でも、利用隻数は横ばいで推移している。全体としての収支状況も、マイナスではありますけれども、非常に小幅で済ん

でいる、こういったところも民間企業ならではのいいところが出ているのかなと思っているところでございます。指定管理者制度を導入した効果の一つの例かなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今年度モニタリング制度を導入して、その中で御指摘の点も踏まえ、評価させていただきたいと思っておりますので、御理解願えればありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 連君） 渡辺 満君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

---

○議員提案第1号 港湾関係事業の促進に関する意見書について

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第7、議員提案第1号「港湾関係事業の促進に関する意見書について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、提案説明を省略し、直ちに表決に付したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

それでは、議員提案第1号についてをお諮りいたします。

議員提案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○閉会

○議長（遠藤 連君） 以上をもちまして、本議会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本議会に付議されました事件は、報告2件、議案1件、議員提案1件であります。皆様方の御協力により滞りなく議了いたしましたことに、議長として厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成25年第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

（了）

午後3時43分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合議会

議 長 遠 藤 連

署名議員 川 畑 悟

署名議員 神 戸 典 臣